

初期拓跋国家における王権

谷 川 道 雄

【要約】 隋唐時代の政治的統一の基礎には、国家権力に対する人民の近接化があるのではないか。勿論そこには官僚制が媒介されているのであるが、国家権力と人民とのこうした関係を「自由民」体制とよぶとすれば、その淵源のひとつは北魏帝国と北族との関係にあるのではないかと推測される。従来、北魏のいわゆる華化政策から、ともすればこの面が見失われがちであるが、筆者はこの点に強い関心をもち、北魏国家のあり方に検討を加えつつある。本稿はそれの一環として、北魏成立前の拓跋勢力の展開過程をたどり、そこから諸部族の統一権力たる王権のあり方を考察した。王権は部族制との間にさまざまな矛盾をはらみながらも、原則としてはその基礎の上に成立していたのであって、こうした関係をいま一步普遍化したのが、部族解散後の北魏帝国であると想像する。

一 序 言

隋唐期は秦漢期につぐ第二の政治的統一の時代と呼びるのであるが、この統一を基礎づけた歴史的社会関係はどのようなものであったか。これが、ここ数年來わたくしの関心事となっており、本稿も、そうした課題から出発したものであることを、はじめに述べておきたい。このような課題のもとで北魏社会に関する研究を試みるのは、北魏王

朝が隋唐統一帝国の先駆者としての位置を占めるのではないかという想定からである。それはたんに、均田制その他隋唐の諸制度が多くこの時期に始まったということからだけではない。また、隋唐社会に異民族の諸要素が色濃く流れこんでいるというようなことでもない。そうした事実はあるとしても、今日のわれわれの学問的関心は、そのような部分的連関の問題を越えて、社会の成立原理における史的連続性の追求に注がれようとしているのである。

以上のことは前稿にも触れたことがあるので、ここでは重ねて詳述することを避けた。ただひと言述べておくならば、わたくしの推測では、隋唐の統一性を支えたものは、「自由民」の広汎な存在とその体制化ではなかったかということである。この「自由民」にたいして、どういふ歴史的规定を与えるかは重要な問題であるが、少くとも奴隸ないし農奴の既成の範疇で矮小化することは、警戒を要するとおもう。北魏の解体に始まる北朝後期史の展開のうち、この「自由化」はかなりはっきりと姿をあらわし、隋末に爆発するあの民衆蜂起へとつながっていくことを、十分に銘記すべきであろう。

ところで、このような「自由民」の源流は、どこに求められるであろうか。隋唐帝国が「自由民」体制を基礎としていたといっても、それは、帝国権力と人民とがフラットに關係し対立しあっていたのでは勿論なく、官僚組織がそこに介在して双方を内的に關係づけていたのである。国家権力のみならず「自由民」もまた、官僚制度を媒介として自らを具現していたといえる。科挙制の創始に表徴されるように、当時の官僚制度が前代の門閥主義からの脱皮の方

向で整備されていったことと、「自由民」の体制とは、相符合するように感じられる。しかしながら、隋唐官僚制の母胎を求めるとするならば、やはり六朝の貴族制度に到達せざるをえないのであって、貴族がすぐれて官僚としての姿態をとることに注意したい。それはいわば、人格主義的色彩を濃厚にまつわらせた官僚制である。このような支配体系のもとに包括される人民は、その人格主義のゆえに賤視を受ける一面も具えてはいるが、同時にまた、これを官僚制として成立させるところの「自由民」の一面も保有していたと想像される。すなわち、隋唐的社会の源流のひとつは、六朝期の貴族社会そのものにあつたとしても、あながち不当ではないのである。

秦漢的統一世界にたいするもうひとつの反措定として、内侵してきた周辺諸種族がある。六朝貴族制が中国社会の素地を形づくっていたのにたいして、これは、その征服者つまり国家権力として自己を顕現する。両者の結合が現実化したのはことに北朝においてであるが、それはどのようなにしてなされたのであろうか。たとえば、北族の部族社会の中国的文明社会への解消という見解も存する。たしかに、

五胡十六国以来の北族諸政權が中国固有の制度・文物を採用して、中華帝国とよぶにふさわしい国家体制を構築した例もまれではない。また、これに伴って北族本来の部族制度の弛緩・解体も必然的に進行する。しかし、北族的社会結合の原理は、それらによって完全に廃棄されたのであろうか。

わたくしがここでいう北族的社会結合の原理とは、決して部族制そのものを意味しない。それは、生きた部族制度に集約的に見ることはできるが、この制度の形式を越えて普遍化する可能性を含むものである。いってみれば国家と人民との一体的結合の体制である。わたくしが近稿において考察したところによれば、慕容燕の滅亡は、その中国化によるというよりも、この結合体制の解体に原因している。この解体を推しすすめた貴族層は、むしろ部族結合の形式面によりかかって権威をふるい、その本来的精神を毀せしめたのであった。^④部族解散を敢行した北魏において、かえって命脈が長く存する理由も、この辺にあるのではないか。

要するに国家と人民との一体的結合が保たれている状況

においては、人民は自ら権力に参与しているわけであり、この限りにおいて自由を保有する。わたくしは、隋唐帝国をこうした体制の普遍化であり且つ転形であると考えたいのであるが、もしこの仮説が論理的に成立するとすれば、隋唐権力の源流を北族国家に求める努力も、無駄ではないとおもう。本稿に題した初期拓跋国家とは、北魏帝国創建以前の同部族を中心とする政治勢力を意味する。もしかりに、その統一性としてあらわれる王権を、北魏帝権の原型とみることが許されるならば、この王権のあり方を探ることは、如上の課題にたいしていくらかの意義をもつであらう。

二 初期拓跋政權の消長と国家形態

1 力微の部族連合

帝国形成以前の鮮卑拓跋部の歴史を記録した魏書序紀については、従来からその信憑性をめぐる論議が交えられている。しかし、その疑わしい部分は極力避けるとして、ここではやはり序紀を中心としてその推移をたどってみたい。

拓跋部がたとい萌芽的にせよ、国家の形態をそなえるの

は、いつからであろうか。序紀はまず同部が黄帝の後裔であることから説きおこし、つぎに成皇帝毛以下歴代の君長十四人の諡号と諱を列举し、そのうち幾人かについては簡単な伝説的事蹟を付している。本格的な記録が始まるのは、十五人目の始祖神元皇帝力微からであり、また力微に至って始めて「元年、歳在庚子」と絶対年代を記している。これは、魏書の撰者も、ここから拓跋部の歴史時代が始まるとして示唆することゝ示唆する。中国側の史料に登場するのも、力微からといって差支えない。とすれば、力微以前はいわば伝説時代に属するわけである。

この伝説時代を後世の史家の偽作とみるか、あるいは何らか史実の反映とみるかは議論の分れるところであるが、内田吟風・田村実造両氏は後者の見解をとり、ことに田村氏は君長の事蹟として記述された諸伝説を明快に分析して、拓跋部の開國前史に新らしい光を当てている。ここに両氏の説によって素描を試みると、成皇帝毛以下十三人の君長はかれら相互の血縁関係が明記されていないところから、もともと同時代的に並立していた鮮卑諸部族の酋長であったのが、後世になって時間的序列におきかえられ、すべて拓

跋部の祖先とみなされたのではないか。ところが、猷皇帝降一聖武帝詰汾一神元皇帝力微の三人はそれぞれ父子關係にあり、この時期になって拓跋部の指導的地位が確立されたと見られる。この兩時期を通じて移住説話が伝えられるが、それは、本来洮児河上流にあった拓跋部等が二次にわたる民族移動によって、興安嶺をこえて蒙疆盛樂地方に出たことを物語っている。さらに力微の出生について、父詰汾と天女との神人交合説話があるが、それは、指導部族としての地位を獲得した拓跋部の始祖力微の神格化を意味すると。さて、以上のように見て、興安嶺東麓からモンゴル平原に出た拓跋部等は、古くから匈奴と中国との接觸が頻繁に行なわれた土地に、文明生活の曙光を迎えたわけである。

ここに始まる力微の事蹟は、たんなる拓跋部大人としてではなく、諸部族の連合における君長として叙述される。それは、「元年、歳在庚子」に始まる紀年や北魏開國の祖たることをあらわす「始祖神元皇帝」の称号だけではなく、その初期の業績のなかにまざまざと描かれている。最初西方の部族の侵入を受けて部族員が離散し、没鹿回部大人賈賓のもとに身をよせたかれは、一個の亡命酋長にすぎなか

った。しかし竇氏の娘を娶って次第にそこに地歩を占め、離散した旧部民を再結集し、ついに竇の二子と争つてその部民を併合すると、他部族の大人も服従し、二十余万の武装力を擁することになる。

力微の三十九年、盛梁に本拠をさだめ、祭天の儀式を行なった。祭天の儀式は遊牧民族に普遍的な神事で、諸部族の重要な行事の決定に関連する。^⑩力微がこの祭祀を主宰し、諸部族の君長が集まってそれを助けた。二心を抱いて参加を拒否した白部大人は誅戮された。この儀式において、力微は大人たちに向つて宣言した。「前代の匈奴・蹋頓(族の君)のように、辺境を抄掠して財利を獲るといふやり方では、獲物にたいしてこちらの死傷が有りあわなればかりか、さらに報復を受けることになり、人民に苦しみを与える。これは良策ではない」と。こうして曹魏と友好関係を結ぶことになり、三年後に長子の沙漠汗を魏朝に派遣した。以来魏との間に通商が開け、莫大な金帛繒絮が流れこむことになる。

これを一口にいえば、これら北方諸部族の対華政策が、抄略方式から通商方式に切り替えられたことである。さら

に、こうした外交方針は内治政策にも関わってくる。すなわち、個々の部族が個々に中国周辺を侵略することを禁じ、全体として中国の富を引き出すことになる。また、掠奪戦争がもたらす部族員の犠牲を減じて、民生を安定させる利益がある。これらのことを通じて諸部族の結合は強化され、その統一性の体现者として力微が存在したと考えるよいであらう。

このように見ると、力微は、拓跋部を指導部族とする諸部族連合の創始者ないし確立者として意義づけられるべきであらう。魏書三一官氏志に、北魏帝国を構成した非漢人諸氏を、①十姓(拓跋氏とその支族)②神元皇帝時余部諸姓内入者 ③東方 ④南方 ⑤次南 ⑥西方⑦北方の七項に分類しているが、②の七十五氏こそ、この部族連合の構成諸部族を示すものであらう。

しかしながら、この連合の統一性はまだきわめて脆弱であつたといわねばならない。力微晩年の紛乱が、それを物語っている。二六五年の魏晋交替後も力微の対華方針には変わりなく、ひきつづき晋との和親を保持した。この間、沙漠汗は洛陽に滞留していたが、力微が年老いたからという

「父老」の要請で、故国に帰ることになった。

四十八年 沙漠汗帰国。

五十六年 再び晋にいく。

同年冬 再帰国。しかし中途で引きかえす。

五十八年 帰国を実現。

一度帰国した後、どうして再び晋に赴いたかは理由不明である。五十六年冬、帰国の途中、并州で引きかえしたのは、晋将衛瓘が、英明な沙漠汗が朔北の君長となった場合の事態を憂慮して、武帝に要請したからである。瓘はまずこの手を打っておいて、拓跋の「国之大人」たちに賄賂を贈って分裂策を講じた。五十八年に帰国がなくなったのは、この工作が完了したことを示すものであろう。さて、諸部の大人たちは、力微に命ぜられて、塞南の陰館までかれを迎えにいった。ここでの祝宴の際、沙漠汗が弾弓を用いて飛鳥を射落し、大人たちを驚かせた話は有名である。かれらは顔を見あわせて、「こんな中国かぶれのなりをして、見たこともない奇術を使う太子が国統を嗣いで、伝統を変えるようなことになっては、われわれには面白からぬ結果となる。故郷の淳樸さを身につけた国許の王子たちの方がまし

だ（不若在国諸子習本淳樸）」と言いあい、一散に馳せ帰って力微に報告した。力微、しん今では他の諸子を受するようになっており、沙漠汗を後継とする気持がぐらついていたから（自帝〔沙漠汗〕在晋之後、諸子愛寵日進、始祖年臨願、頗有所惑）、「国の気風に合わぬ奴は処分してしまえ」と命じた。大人たちは早速塞南に戻って沙漠汗を殺してしまった。このとき力微の側近にあつて権勢を握っていたものに烏丸王庫賢があり、衛瓘の贈賄を受けて諸部族を離叛させようと企んでいた。かれは、「主上は太子が讒言によって殺されたのを恨み、これから大人たちの長子をみな捕えて殺せといっておられる」といつて、わざと王庭で鉞斧を磨いた。それを信じこんだ大人たちは離散してしまった。この騒ぎに乗じて、庫賢は力微を殺したらしい。一時強盛をほこつた力微の勢力も、こうしてあつげなく瓦解した。

この悲劇の根元はどこにあるのであろうか。田村氏は次のように述べている。^⑤

この事件は要するに中国の君主制のような進んだ思想をもつ沙漠汗を、力微の後継者とすることを峻拒して、かれらの伝統である部族的推戴制によって首長を選出しようとした諸部大人の

陰謀とみるべきである。このような点からすれば、タクバツ部はそのころ、その君長の地位が、諸部族内による推戴制から一氏族による世襲制へ移ろうとする過渡期にあったともみられよう。

後段でも指摘するように、田村氏は、力微以後帝国成立に至るまでの諸紛乱の特質を、中国文明化に転身していく方向と北族の守旧的方向との相剋に見ているように感じられる。さらにあえて推測を試みる事が許されるならば、北魏帝権は、後者を制圧した前者の系譜の上に立つとされるかに思われる。^⑤そこで、右の事件に即して検討するならば、諸部大人が沙漠汗を排斥した言葉にある「不若在國諸子習本淳樸」とは、「自帝在晋之後、諸子愛寵日進云々」という一句と対応していて、「諸子」とはともに力微の諸子なのである。したがって、大人たちの意図は、沙漠汗を排して力微の他の子を推戴することにあり、氏のいわゆる「かれらの伝統である部族的推戴制」ではあつても、その推戴の範囲は、力微の諸子に限られ、結局、「一氏族による世襲制」とは矛盾しないのである。最初は諸部大人といえども沙漠汗を後継者に擬していたのであり、沙漠汗の帰

國を晋に要請した「父老」も、その内実は大人層に他ならないとおもわれる。とすれば、すでにこの時代、拓跋部の指導部族としての位置は確立しており、君長は同部族のうちから諸部大人の推戴によつて選出されていたと考えられる。

こうみると、この事件は、中国式の王権強化に対する諸部族の反撥と考えるわけにはいかない。たとい大人たちの間に、沙漠汗の「中国かぶれ」への反感があつたとしても、得たりとばかりに継嗣問題を云々し、直ちに力微に報告するなどの言動は、いかにも不自然である。この不自然さは、衛瓘の工作に基づく所が大きいとわたくしは想像する。衛瓘の計画は、拓跋勢力をさらに強大化するおそれのある沙漠汗を排除し、さらにこの勢力を内部から崩壊させることであつた。

于時幽并、東有務桓、西有力微、並為刃害、瓘離間二虜、遂致嫌隙（晋書衛瓘）

ここでは拓跋と務桓（烏桓、烏丸）とは「二虜」とよばれて、それぞれ独立した勢力のように見える。しかしこの文章でも、「離間」、「嫌隙」の語が用いられて、両者の間に連繫のあつたことを思わせる。この連繫は、序紀の方では、

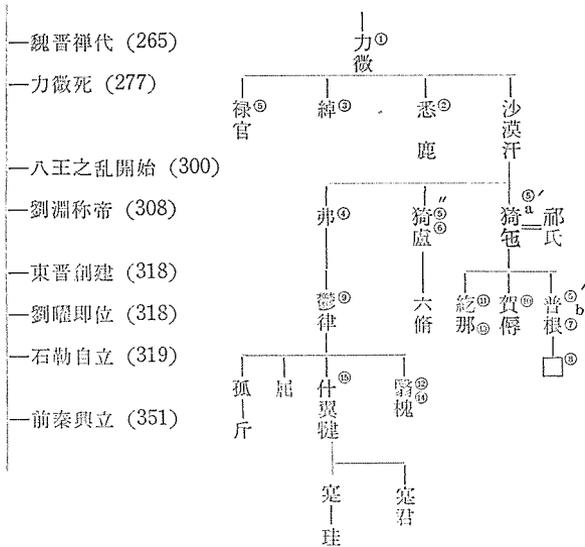
力微の側近にあつて権勢を有していた烏丸王庫賢としてあらわれる。衛瓘は「国之執事及外部大人」に悉く財貨をばらまいたというが（序紀）、庫賢は「国之執事」に当るのではないか。要するに、部族連合は一種の萌芽的官僚制をもっていたのである。しかしまた、烏桓そのものは、それじしんの部族勢力を有している。この二面性は、その後の拓跋国家の動向にも、深くかわるものである。

それはさておき、力微晩年の事件の主因が、中原の漢人王朝と拓跋勢力との矛盾にあつたことは明らかである。それを基底として、この部族連合の矛盾が王権の継承問題をいとぐちに露出したのである。前述のように、力微の諸部統一の一契機は、对中国關係にあつた。そして、その瓦解の原因もまた、そこに根ざしている。烏丸王庫賢は、拓跋部中心の部族連合を崩壊にみちびいた後、晋に降つたという。これは烏桓族が直接中国との交渉を開くことによつて、諸部族中の中心たろうとしたのではないであろうか。要するに、この段階ではまだ北族と中国との力の比重は、後者に傾いていたといえる。あるいはまた、その力關係が逆転しつつある過渡期にあつたともいえる。力微一代の興

亡は、そのかなり正確な反映であるようにおもわれるのである。

2 代国政権の成立と挫折

力微の死後、一時「諸部離叛、国内紛擾」という狀況を呈したが、しだいに回復の方向が生まれる。拓跋部の君長



としては、力微の子悉鹿、緯および沙漠汗の子の弗が次々に代立する。前二者は、さきの「在国諸子」にあたる。注目すべきことは、沙漠汗の系統が力を回復している点である。この三人の治世合計十八年を経て、禄官、猗菟、猗盧がそれぞれ東部、中部、西部を分統した三部分国時代となる。この分国制は、全体としては力微死後の拓跋部の衰勢を挽回しているとしても、その子孫を中心とする各勢力が

分立しつづつ妥協しあつた結果であろう。序紀は年代を逐つてこの三者の事蹟を叙べているが、一応禄官を中心としているのは、おそらく世代上の関係からであろう。実際上最も目覚ましい活躍を示すのは猗菟であり、つぎに弟猗盧である。この兄弟はその本拠も近く、晋との関係でも同一歩調をとっていた。

沙漠汗の子であるかれら兄弟は、父とその妃封氏の葬儀を盛大に営んだ。これは弗の時代からの懸案であつた。この葬儀の会葬者は遠近二十万人といわれ、晋の成都王司馬穎、河間王司馬頤、并州刺史司馬騰ら、八王の乱の立役者であつた人びとが、属官を派遣している。ここに政治的計算が作られていることはいうまでもないが、沙漠汗が多年

晋朝にあり、朝廷や士人に重んぜられたことも、からみあつていたのであろう。

この分国時代には、猗菟や猗盧によつて、周辺諸部族に対する征服戦争が大規模に起された。たとえば、猗菟は、沙漠を渡り、五年かかつて西方諸部二十余国を服属させている。しかしさらに注目すべきことは、八王の乱やこれにつづく永嘉の乱に乗じて、中国との接触をますます深めている点である。南匈奴劉淵が自立すると、并州刺史司馬騰の求めに応じて、猗菟と禄官とが出兵した。こうした功績により、猗菟は晋より大单于・金印紫綬を假授された。晋朝では代公の授爵も決定していたが、実現に至らないうちに猗菟は歿した。そのあとは、子の普根が襲う。ついで翌々年、禄官が亡くなり、猗盧が三部を統一することになった。

并州刺史は匈奴中郎将を兼ねるのが通例であるが、いまや南匈奴は自立し、その治所晋陽城は異民族のたえまない襲来を受けた。司馬騰に代つて刺史となつた劉琨は、むすこの遼を人質に送つて、猗盧の援助を求め、さらに朝廷に大单于・代公の任命を申請した。猗盧は代公の称号を利用して、早速「句注陞北之地」（山西北部）を要求して獲得

し、方数百里といわれるその地に十万家を移植した。ここに拓跋部は、中国の支配者としての第一歩をふみ出した。

猗廬の六年、盛樂に築城し（北都）、またもとの平城を修理して南都を立てた。この南北両都は、長城の内外にまたがる拓跋勢力の中心をなすものである。さらに、南都の南百里の地に新平城を築いて、長子六脩を派遣し、南部を統領させた。翌々年、晋朝は猗廬を代王に進爵する。かれはこの地位に応じて国官を設置した。こうして、いわゆる代国政権が成立するのであるが、それはどのような構造・性格をもつものであろうか。しかしそのためには、なお猗廬のごごについて語らねばならぬ。

猗廬はその九年に六脩を召還したが、六脩が応じないので、怒って自ら討伐に赴いた。しかし却って敗北し、とらえられて殺されたらしい。一方、六脩も普根に滅され、以後内乱が長びいて、代国内には深刻な権力争いがくりかえされた。ところで、六脩はなぜに父王に楯ついたのか。魏書一四六脩伝によれば、

六脩、少而兇悍、穆帝（猗廬）五年、遣六脩為前鋒、与輔相衛雄・范班及姬澹等、救劉琨、帝躬統大兵、為後繼……穆帝遣

六脩、与桓帝子普根、率精騎助劉琨、

とあって、劉琨を援けて中国内地に勢力を伸張させるための戦闘に従ってきた。しかし、猗廬は少子比延を寵愛してこれに後を継がせようとし、そのために六脩を新平城に追いやり、その母を斥けたのである。内乱の近因は、ここでも継嗣問題にある。しかし大きくは、王と諸部族との対立があったことを見のがしてはならない。

穆帝時、劉聰・石勒、傾覆晋室、帝将平其乱、乃峻刑法、每以軍令從事、民乘寬政、多以違命、得罪死者以万計、於是国落騷駭、平文（鬱律）承業、綏集離散（魏書一一刑罰志）

つまり、ここで王は、中国平定という代国の国策の執行者としてあらわれ、その権限は、軍令という形で強化される。では、諸部族への抑圧となったこの王権は、どのような勢力によって支えられていたのであろうか。序紀によれば、この内乱の最中、衛雄・姬澹ら代王猗廬の輔相であった漢人たちは、「晋人及烏丸三百余家」をひきい、劉遵（現の子）を擁して并州に出奔した。魏書三三衛雄の伝には、

六脩之逆、国内大乱、新旧猜嫌、迭相誅戮、雄・澹、並為羣情所附、謀欲南歸、言於衆曰、聞諸旧人忌新人悍戰、欲尽殺之、

吾等不早為計、恐無種矣、晋人及烏丸驚懼、皆曰、死生隨二將軍、於是雄・滸与劉琨子遵、率烏丸・晋人數万聚而叛、琨聞之、大悅、率數百騎、馳如平城、撫納之、

と、その間の事情を詳述している。この内乱に、「新人」にたいする「旧人」の憎悪がからみあっていたことが分るが、「新人」とは、ここでは晋人と烏丸である。

まず晋人について述べると、その代表を示す衛雄・姬澹らは共に代郡の人で、力微の死後衛操にひきいられて入国した、かれの「宗室・郷親十數人」中に属する。かれらはすべて代郡の土着豪族らしく、拓跋政權に帰附してからは、猗咿・猗盧の信任を得て、その輔相・將軍となり、拓跋勢力を晋朝の味方につけることに努力した。かれらはまた、漢人を招致するように勧告したので、部内における漢人の數も次第に増加した。劉琨の説得を受けて招聘に応じた鴈門の富豪莫含などは、その一例であろう。漢人軍閥が拓跋勢力の援助を得るのに、こうした土着豪族層を仲介としているのは興味ふかい。ともかく、代国の政策をリードしていったのはこれら漢人層であって、王とかれらとの関係はきわめて密接なものがあつたといわなければならぬ。

次に烏丸についてであるが、さきの衛雄伝の一節をみると、「諸旧人忌新人悍戰」とあつて、「新人」は軍事面でも活躍していたことが分る。右に述べた漢人は国政をリードしたほか、武將としても実力を發揮した。それは土着豪族としてのかれらの出身にふさわしい。右の一文からも、かれらは「新人」部隊を率いていたことが察せられる。ところで、この「新人」の一部をなす烏丸を、鮮卑と並称される烏桓族の意にとれば、かれらの部隊はその族長によって統率される筈で、漢人武將の介入する余地はなくなる。

わたくしはここで、烏桓(丸)の語源を「帰順来附者」の意に解した内田氏の説を採り入りたい。氏も引用しているが、後の什翼健時代の統治体制を述べたものに

其諸方雜人来附者、総謂之烏丸、多以多少称酋庶長、分為南北部、復置二部大人、以統撰之(魏書三十一官氏志)

という一節があり、雜人すなわち代国政權に帰附した種々雑多の弱小部落民を、烏丸と総称することがあつた。猗盧時代の「新人」烏丸もこれと同一性格のものであろう。唐長孺氏が指摘するように、それは国王の直屬部分であつたと思われ、右の什翼健の施策は、その体制化と見られるの

である。

要するに、「新人」とは、これまで拓跋国家の原形をなしてきた「旧人」たる諸部族に、新たに付け加わった代国の構成要素である。「旧人」は国家の原形ではあっても、この発展段階においては、国家のすべてではない。いまや拓跋国家は、陸統と参加してくる「新人」を包容し、新旧の両要素を統一的に把握する課題に迫られている。しかるに猗廬は、王権強化を意図するあまりに、直屬部分たる「新人」に深く依存し、国家本来の基礎たる諸部族に強い統制を加えたのである。

帝忿（劉）聰・（石）勒之乱、志欲平之、先是、国俗寛簡、民未知禁、至是明刑峻法、諸部民多以違命得罪、凡後期者、皆举部戮之、或有室家相携而赴死者、人問何之、答曰、当往就誅、其威嚴伏物、皆此類也（序紀）、

前引の刑罰志の一文と同趣旨の文章であるが、「国俗寛簡」の一句で表現される諸部族員の自由が、王権の下に圧服されている状況をここにかがうことができる。

いわば王権は、その基礎とするとところを変えたのである。六脩の叛乱の背景には、こうした情況変化があるとわたく

しは考える。ここでこの事件に関する諸説を紹介すると、田村氏は、「つまりこの内乱は、猗廬に従う北部の守旧派タクバツ貴族と、六脩を擁護する新附の漢人やその影響を受けた進歩的なタクバツ部人との間に生じた対立が激化した結果ではなからうか」と推定し、范文瀾氏は、「新旧の闘争は主として、晋人と鮮卑人との間の闘争であり、封建勢力と原始社会の残存勢力（各部大人）との間の闘争であった。猗廬は新人を信任して、旧人の恨みを引きおこした云々」と述べ、唐長孺氏も、新人と猗廬の結びつき『王権強化を指摘している。新旧両勢力がそれぞれ猗廬・六脩のいづれに結びついていたかという点に関しては、わたくしは范・唐両氏の説に傾く。しかし范氏がまた次のように論ずるとき、わたくしは必ずしも同意できないものを感じる。

猗徭・猗廬・什翼犍は漢族士人の援助をえて、次第に専制國王となった。國王は国家統一の新方向を代表し、貴族（諸部落大人）は原始社会の旧い慣習を保持した。國王と貴族の間には矛盾が存在しており、国家を形成したとおもうと、次には瓦解して安定しなかった。だが國王の代表する方向が、つまりは拓跋部の社会発展の全方向であった。

ここでは、王と貴族とは全く対立する関係として把握されている。この対立は、中国封建社会と北方原始社会という外的対立であり、その必然的結果は前者の勝利に帰し、後者はそのなかに呑みこまれてしまう。この論理は、田村氏の所論と軌を一にしているように感じられる。というより、これが、従来最も普通にとられてきた視角なのである。

しかしながら、北魏権力の性格を、部族連合の初元からその内部発展の所産として捕捉しようと意図するときには、当時の王権の展開を中国化という観点からのみ見ることは、やや不満を禁じえないのである。史実に徴してみても、部族から乖離した王権は、たちまち顛覆の憂目にあわざるをえない。部族制を基礎としてしかもこれを超えなければならぬという王権の宿命的ともいふべき矛盾をどう克服していくか——その原理を創出した者のみが、歴史の勝者として生き残っていくのではないか。

3 二派抗争時代

六脩を討滅した普根は、就位後ひと月余りで歿し、生れただばかりのその子が立てられたが、これもまもなく死んだ。そのあとを襲ったのは、弗の子の鬱律である。鬱律は西方

の鉄弗部を撃退し、一時広大な勢力を回復した。当時、南匈奴の漢は劉氏の内訌と石勒の自立のために混乱し、江南には東晋王朝が樹立され、中国全土は分裂の極に達していた。劉曜・石勒・東晋はいずれも鬱律と提携しようとしたが、鬱律はすべてこれを拒絶し、自ら中原平定の志を抱いた。拓跋部の勢力回復も、当時圧倒的に有力な政権が存在しないという状況が作らいていたと考えられる。

しかし、鬱律は治世五年にして、猗奴の妃祁氏に殺害された。祁氏はかれが人望があり、自分の子の賀儼・紇那らに不利だと考えたのである。さきに、生後間もない普根の子(祁氏の孫)を立てたのも、祁氏の策であった。彼女は鬱律の子供たちまで殺そうとした。ところで、もともと北族の君長の資格としては、軍事的才能や部内の統率力が要求されるものであるが、祁氏が普根の死後、政権を弗の系統に渡すまいとして幼児を立てたことは、君長推立の原則から大きく距つているといわねばならない。また、鬱律殺害の後に賀儼が立てられるが、実権を掌握していたのは祁氏その人であつて、外国からは「女国」といわれた。われわれは、これらの事例に、王権への異常な執着を感じとるこ

とができるのである。

四年目にやっと賀儻の親政をみるが、諸部族の支持が得られず、東木根山（大同北方）（田村氏）に本拠を移さざるをえなかった。

その翌年、賀儻が死んで弟紇那が後を襲うが、この時期もあり振わず、石勒軍と「句注陜北之地」に戦って敗れ、大寧（張家口附近）（田村氏）に撤退した。この間、鬱律派の勢力も侮りがたいものがある。鬱律の長子翳槐は母方の賀蘭部に亡命していたが、紇那は翳槐をさし出すよう賀蘭部大人謁頭を命じた。

謁頭が拒否したので、紇那は宇文部の援をえて賀蘭部討伐を企てたが、却て失敗した。その五年、紇那は宇文部に亡命し、賀蘭部を始め諸部大人の推戴によって、翳槐が立った。

翳槐の治世は七年である。かれは保護者謁頭を「不修臣職」のかどで殺した。この事件で国人の離叛を招き、紇那が宇文部から迎えられて、再び位に就く。一方翳槐は石趙に亡命して鄴下にあったが、趙軍の援護のもとに大寧に帰った。ここで「国人六千余落」が紇那を見捨て、紇那は慕容部に出奔、翳槐が再度就位するのである。

猗奴と非のそれぞれの子孫が演ずるこのシーソー・ゲームには、どのような意味があるのであろうか。これについ

て、水野清一「雲崗石窟とその時代」は、普根、中部派と

鬱律、西部派の相剋であるとし、田村氏は、紇那、北部派

、保守派と翳槐、南部派、進歩派の抗争としていているようにある。たしかにこれは単なる王廷内の葛藤に止まらず、背

後にそれぞれの支持勢力があることを予想させる。祁氏が鬱律を殺したとき、同時に大人數十人を殺害していること、

また前述のように王の廃立に諸部族の意思が直接に作り込んでいることなどは、その証左である。しかし、田村説の根

拠のひとつは、翳槐派が中原の石勒の援をたのんだ事実位置かれているが、かつて祁氏も石氏と和親を結んだことがあり、またこのように外部との接触の度合で一方の勢力を

性格づけることは、やや困難であるように感じられる。

わたくしは、王権を支える諸部族間の利害対立が尖鋭化し、それが王権争奪戦となつて、石趙との提携にまで拡大していったと考えたい。そしてそこに何らかの史的意義をみるとすれば、この王権争奪戦のかつてない激しさに注目すべきであろう。表面上では王権の統一性は見られるが、

く後退しているが、王権に対する諸部族の密着の要求はあくまで強く、それが却てこうした分裂・抗争を生んだとも

考えうるのである。

前述のように、鬱律は劉曜・石勒・東晋の誘いをいずれも拒絶して、自ら中国支配の志を抱くのであるが、漢人勢力が華北から後退し、小政権の乱立の相貌を呈していた当時の政局において、拓跋勢力の自立の必然性と必要性は大いに増したと想像される。しかし、そこに要請される王権強化を、だれのイニシアティブで進めていくかということになると、たちまち部族制のワクにつきあたる。それは単なる部族制ではない。たとえば、翳槐を強く支持した賀蘭部は、北方に蟠居する有力部族であり、

其先世為君長、四方附国者数十部、祖紇始有勳於国、尚平文
(鬱律)女(魏書八三賀訥)

とあるように、数十の部族を擁して一国をなしていた。それじしんが一個の部族連合である。広義の拓跋国家は、こうした諸国の連合・同盟なのであろう。このような構造が何時ごろから成立したかは明らかでないが、賀蘭部の有力部族としての基礎は、ここに存在している。それは、一方で自立しつつ、他方では通婚・職掌その他の関係を通じて王権を支え、またこれに介入する。いってみればそれは、

北方社会に形成された貴族制である。王とは貴族群に支えられた、かれらの意思の代行者であり、貴族はまた王権によってその身分を保証される。両者のこうした相互依存関係を、前記の全国的政局のもとでより自己に有利ならしめんとしたのが、この時期の紛争の意味ではなかったかともう。

4 什翼犍の官制整備

翳槐は死に当って、次弟什翼犍を後継とするよう遺言した。政権を反対派に渡さないための配慮からであろう。しかし什翼犍は人質として趙都鄴にあつたから、群臣はさしあたって在国の諸弟のなから王を選ぼうとした。そこで大人梁蓋らは、「剛猛多変」な屈を殺し、「寛和柔順」な孤を推戴した。しかし、孤は「長兄をさしおくことはできない」といって、自ら鄴に赴き、石虎に請うて什翼犍を帰国させた。什翼犍は繁時の北方で即位し、建国元年と称した。

かれの即位は、拓跋政権の統一性を回復する気運を生んだ。その勢力範囲は濊貊から破洛那(陝西)に及んだという。その治世期間は三十九年という長きに亘り、力微、猗

盧につづく第三のピークをなしている。建国二年、かれは諸部大人を参合陂に召集して、邊源川に定都する意図を討議させたが、定着方式は不利であるという意見によって結局断念した。しかし同じ年に、「始置百官、分掌衆職」（序紀）という措置をとって、国家体制の整備につとめている。以下このことを中心に、什翼犍の時代の性格を考察してみたい。

この措置は、官氏志ではさらに詳しく、次のように記している。

(1) 昭成之即王位、已命燕鳳為右長史、許謙為郎中令矣、余官雜号、多同於晋朝、

(2) 建国二年、初置左右近侍之職、無常員、或至百數、侍直禁中、伝宣詔命、皆取諸部大人及豪族良家子弟、儀貌端嚴、機弁才幹者、応選、又置内侍長四人、主顧問應對、若今之侍中散騎常侍也、

(3) 其諸方雜人來附者、總謂之烏丸、多以多少稱酋庶長、分為南北部、復置二部大人、以統攝之、時帝弟罽監北部、子寔君監南部、分民而治、若古之二伯焉、

右は一連の文章であるが、事柄の性質によって類別すれば、(1)、(2)、(3)の三段に分ちるとおもう。以下それぞれ

について検討する。

まず(1)の燕鳳を右長史とし、許謙を郎中令としたとは、それぞれの本伝に徴すれば、代王たる什翼犍の国官の職を意味する。このほか、当時什翼犍の国官をつとめたものに、前記莫含の子の莫頭がある。これらの例で気のつくことは、いずれも代郡又は鴈門出身の漢人であり、また知識人であった点である。燕氏・莫氏はその地の有力者でもある。これらはいわば、猗盧時代の漢人の輔相たちに相当し、代王の属官は、おそらくこれらの人びとで占められたのであろう。

しかしながら、代王国は拓跋政権のすべてではない。その周辺には北人の諸部族があり、拓跋政権の重要な構成要素となっている。(2)は、この部分や漢人豪族と王権との結合強化を図るための措置である。唐長孺氏は、これについて次のように述べている。

左右、近侍は国王の親信であり、近(内)侍長は政務に参与する。そしてこの近侍機構の全体は、たんに国王のそばに仕えるだけでなく、同時にまた貴族・富豪の子弟を養成して、軍政の要職に任じ、国王に忠誠であるように適応させる学校ともな

った。左右・近侍の年齢はみな非常に若かった。……これらの人は成人してから、往々にして軍政の大官に選拔された。……國王の侍従は、國王権力の拡大にしたがって、その重要性をあらわしてきた。什翼犍の近侍集団は、「諸部大人及豪族良家子弟」で構成されたものであり、このことはまた、部落貴族に適合した観点で建てられたことを物語る。このようにして内部の矛盾を緩和することができるし、そのうえ、それらの子弟も一種の「質子」となって、諸部大人を牽制することができる。

この解説は傾聴すべき諸点を含んでいるが、全体の論旨は、諸部族を國王権力のもとにひきつけて王権強化を図ったということに帰する。いかえれば、王権と部族制とのあいだには本来的な対立があるという前提がここにおかれている。そこから、矛盾緩和策云々の見解が生まれるのである。

たしかに、「侍直禁中、伝宣詔命」という職掌は、左右・近侍が王にたいして従属的であったように見える。しかし、これらの職務は、逆に王が貴族層の意思から逸脱するのを防ぐ役割をも果しうるのではないか。「顧問応対」をつとめる内侍長ということになれば、なおさらそうした機能を

もつことになるであろう。ここで内侍長の具体例を示すと、

長孫道生、嵩範子也、忠厚廉謹、太祖愛其慎重、使掌畿密、与賀毗等四人、内侍左右、出入詔命（魏書三五本伝）。

これは拓跋珪時代の事例であるが、内侍長の定員が四人であったことから、ここに「内侍左右」というのは、内侍長のことであろう。長孫氏は力微の祖父隣から分れた支族である。また、賀毗は賀蘭部の出身であろう。とすれば、内侍長は最も有力な貴族層から選ばれるのが普通であったとおもわれ、したがってまた、出身部族などの意向を代表する役割をも担ったのではないであろうか。

われわれはここに、貴族の官僚化の一例をみることができる。しかし、それは、貴族がその本質を失なうコースなのであろうか。もちろんそれは、貴族にある制約を加えることになるであろうが、それは、貴族じしんが王権の存在を必要とするところからくる必然的運命なのである。ではなぜ、貴族は王権を必要とするのであろうか。ひとつの推察を加えるならば、貴族によって直接支配されている人びとがなお自立性を保有しているために、貴族はかれらにたいして完全な私的支配権を貫徹できず、それゆえに統一的

権力を要求せざるをえないのである。この自立性の保有の体制が、つまりは部族制である。さきに賀蘭部についてみた、「其先世為君長、四方附国者數十部」とは、まさしく具体的なすがたであろう。

このようにして、部族貴族は、貴族としての地位保証のためには、自己にたいする制約を余儀なくされる。かれらが王の近侍という職名に甘んじるのはそのためであろうが、さらに官僚としての人格と能力に自己を適合させなければならぬ。これは従来の貴族体制にいくらかの改変を迫る結果となる。「左右・近侍之職」が定員をさだめず、当時百数十人も採用されたということは、ひろく諸部族から募集したことを暗示しているし、又、「儀貌端嚴・機弁才幹」という人格・才能面における規定もまた、特定の部族にのみ限定しなかつたことを思わせる。さらに、北族のみならず漢人の豪族・良家をも同種の職位に含んだことは、北族・漢人の官界における交流の端を開くものであろう。これを要するに、(2)の措置は、王權を中心とした貴族世界の一定範囲における開放（乃至はその可能性）を意味するのである。

(3)は、「烏丸」の統率方法について述べたものである。

先述のように、このばあいの「烏丸」とは烏桓族の意味ではなく、帰順来附した種々雑多な弱小部落民の総称である。什翼犍はこれを南北二部に分ち、それぞれ部大人において統領させたというが、これを実例に徴してみたい。官氏志の例では、北部―拓跋觚（什翼犍）、南部―拓跋寔君（什翼犍の子）という所管となっている。このうち觚とは、兄翳槐の遺言にしたがって什翼犍を王位に立てた高涼王孤と同一人物であろう。什翼犍は孤の志を徳として、かれに「國の半部を分けて与えた（分國半部以与之）」という。しかし孤が死ぬと、その子の斤は「失職」して怨みを抱き、謀叛を企てている³⁰。このことからみると、「分國半部以与之」とは、永久領有権を与えたのではなく、北部大人として烏丸（間接的には北部一帯の自立した諸部族をも含むであろう）の統率権を委ねたということであろう³¹。ちなみに、什翼犍時代の南北部大人となったものを挙げると、

王族 寔君（官氏志）、孤（官氏志・本伝）
 支族 長孫仁（長孫嵩伝）、長孫嵩（本伝）
 姻族 劉庫仁（序紀・本伝）、劉眷（劉羅辰伝）

があり、もつとも王にちかい人びとが任ぜられている。こうした点からみると、南北二部の烏丸統治体制は、基本的には、拓跋政權の直轄部分に位置するとみられる。猗盧末年の内乱の際に、「諸旧人忌新人悍戦」とあつて、烏丸は王の直屬軍隊として戦闘に従事したのではないかと推定したが、この頃においても、

父仁、昭成（什翼犍）時為南部大人、嵩寬雅有器度、年十四、

代父統軍、……太祖承大統、復以為南部大人、累著軍功（魏書

二五長孫嵩）

とあり、

〔登国七年三月甲子〕西部泣黎大人茂鮮叛走、遣南部大人長孫嵩、追討大破之（魏書三太祖紀）

とあつて、同様の役割をになつていたことを知りうるのである。

以上にのべたように、什翼犍の(1)、(2)、(3)の措置は、諸部族、漢人、烏丸の三要素を統一的に把握しようとするものであつて、猗盧が後二者に頼つて、諸部族との対立を招いた事実に比べれば、より慎重な配慮が加えられているといわねばならない。このように、諸部族との提携を失うこ

となく国家の強盛をはかろうとする什翼犍の政策は、その他の事蹟にもよみとれるのであつて、澧源川箕都や中原平定などの問題で、諸部大人の意向を容れてこれを中止したこと、また、猗盧時代とは対蹠的に刑罰の緩和を図つてゐることなどにあらわれている。

三 結語——王権の性格

以上觀察したところによれば、力微から什翼犍にいたる初期拓跋政權の全期間を通じて、王権は部族制に基礎をおいていたことが明らかである。猗盧の時代だけは例外であつたように見えるけれども、その王位の顛覆とそのごに続く深刻な内乱とによつて、右の命題がかえつて強く承認されるのである。もちろん、王権の統一性と部族制の封鎖性とのあいだには、一定の矛盾が存在する。問題は、この矛盾が王権によつてどのように克服されていくかにあるが、すくなくともこの時期までは、それを中国文明による北方部族制の圧服とみることは、困難であるように感じられる。わたくしは、そのような外からの制圧ということではなく、部族制社会そのもののうちに自己を克服していく地盤を見

出そうとつとめてきた。部族制は一面では封鎖的であるが、他面では部族員の本来的自由を保証する体制でもある。もし王権が部族員を基礎としつつ、その部族制のワクを取り除こうとするならば、それが真につかみ出さなければならぬ。ないものは、人びとのこのような自由である。

もつとも、一介の部族員の自由に生きるすがたを、限られた史料のなかに求めることは困難であり、猗廬の峻法にうちひしがれたかれらの状況から、たかだか否定的にこれを推察しうるだけである。ただ、部族員の第一人者たるべき大人層に眼を向けるならば、さらにいくらかの事実をみちびきだすことができる。拓跋部を盟主とする北方諸部族の連合体が伝統をもち始めると、王族との通婚その他によって王権の内部に介入する有力部族大人、貴族が形成されるが、什翼犍の時代にはさらにその封鎖性を破って、部族大人層一般を国王の側近に結集する。これは貴族制の拡大の意味をもつと同時に、官僚制樹立の方向を旨とするものであろう。それをさらに推進していったのが、次に来るべき拓跋珪の部族解散と官制確立である。こうしてついに帝政が成立する。

部落解散等々の意義については、紙数の都合上、詳論をさけない。ただ、如上とのつながりにおいて、いくらかのことを指摘しておくならば、ふつうに部落解散とよびならわされているこの改革は、

登国初、太祖散諸部落、始同為編民（魏書三「官氏志」）。

其後離散諸部、分土定居、不聽遷徙、其君長大人、皆同編戶（同上「賀訥」）。

太祖時、分散諸部（同「高車」）

とあるように、「散」「離散」「分散」ということが用いられている。このうち、「離散」という語は、たとえば、

元年、歲在庚子、先是国民離散、「力微」依於没鹿回部大人

寶賓（序紀）。

〔苻〕堅軍既退、国衆離散、堅使劉庫仁、劉衛辰分撰国事

（太祖紀）。

などとおるように、部族連合の解体をいえばあいが多い。勿論、いわゆる部族解散は、一部族の内部にまで関わったものであろうが、まず第一には、諸部族間の結合（「国」）を解体させる意図を有したのではないか。この施策によって新たに八国制度が建てられるのであるが、とすれば、

部族解散は従来の「国」を分解してその代りに擬制的な「八国」を設置し、それによって中央政府の支配貫徹を目ざしたとみることも不当ではあるまい。

これは従前から「国」に足場をもつ貴族層にとつては打撃であつたとおもわれる。しかしまた八国は、帝国の柱石たる官僚・武將を生みだす母胎でもあつた^④。あたかも什翼犍時代の大人の子弟による「左右・近侍之職」が、大官育成の場になつたのと相似た意義をもっている。このようにして、貴族制は、官僚制を媒介として北族間に拡張された。北魏政権をして真に華北の王者たらしめたかの北人系軍士は、一種の騎士団ともみなすことができるであろう。この自由な軍士の存在があつたればこそ、北魏末の門閥主義は深重な抵抗に遭遇するのである。

もつとも、わたくしも中国文明との接触が拓跋政権の発展に寄与したことを否定するものではない。本論にも指摘してきたように、その王権の成立と強化の契機として、拓跋部の長城地帯への進出、漢人王朝との交易、中原の危機に乗ずる南進、漢人勢力の後退からくる自立の必要性等々が挙げられる。それらがかれらの経済的文化的生活を發展

させ、しだいに部族結合を弛緩させていったことも、予測できないことではない。

しかしながら、その弛緩が部族制社会の階級分化をどのような形態においてみちびいていったかは、なお慎重に検討すべきところであろう。この段階に限つていえば、部族内部に階級分化が酷烈に進行したという形跡は見られない。それを求めるとすれば、むしろ北魏末期に眼を向けるべきであり、とすれば帝国成立以前における中国文明の影響は、諸部族員を統一権力のもとに結集するという意義を有したのではないかとおもう。

① 「慕容燕の権力構造」『名古屋大学文学部研究論集史学』一〇。

② 同右。

③ 力微の名は、普書三武帝紀、同三六循瑾伝などに見え、その内容も序紀とほぼ一致する。なお姚薇元「北朝胡姓考」では、三国志魏志三鮮卑伝註引の魚豢魏書にみえる檀石槐時代の西部大人推演を、序紀の宣皇帝推寅と同一人物としているが、真偽のほどは明らかでない。

④ この立場をとるものに、白鳥庫吉「東胡民族考」『史学雑誌』二一―二四

志田不動齋「代王世系批判」『史学雑誌』四八一―三などがあ

る。^⑤ 内田吟風「魏書序紀とくにその世系記事について」『史林』

二二。田村実造「北魏開国伝説の背景」『東方学論集』第三。

⑥ 烏田正郎『遼制の研究』第二編各論第二章礼制。

⑦ 于時幽并、東有務桓、西有力微、並為辺害、璠離間二虜、遂致嫌隙、於是務桓降、而力微以憂死（晋書三六衛瓌）。

⑧ 田村実造「代国時代のタクバツ政權」『東方学』一〇輯。以下田村氏の説の紹介は、特に記すばあいを除き、この論文による。

⑨ 田村実造「ボヨウ王国の成立と性格」『東洋史研究』一一二。

⑩ 序記のこの部分には、猗㮇を桓帝とし猗盧を穆帝と称しているが、禄官だけはたんに帝と記している。

⑪ 猗㮇・猗盧の輔相として活躍した漢人衛操の建立した大刊城南頌德碑文（魏書二三本伝所載。猗㮇の歿後に立てる）には、つねに「桓穆二帝」と併称している。

⑫ 資治通鑑考異に引く「劉琨与丞相牋」による。

⑬ 晋書六二劉琨伝に当時の并州附近の惨状がまざまざと描かれている。

⑭ 衛操伝によれば、宗室としては衛雄以下五人があり、郷親としては、姫、段、王、范、賈、李、郭の諸氏八人がある。衛操はかつて衛璠の牙門将、衛雄と姫澹はともに州従事をつとめたことがある。

⑮ 桓穆二帝、心在宸極、輔相三衛、对揚毗翼、操展文謀、雄奮武烈、承命會議、語論奮亮（大刊城南頌德碑文）。

〔壺書、衛璠〕桓帝壮其膂力、並以爲将、常随征伐……雄連有戰功、

稍遷左将军雲・中侯、澹亦以勇績著名、桓帝末、至信義将军・楼煩侯、穆帝初、並見委任、衛操卒後、俱爲左右輔相（衛操伝）。

⑯ 及劉淵・石勒之乱、騰勳桓帝匡助晋氏（并州刺史）東魏公司馬聞而善、之表加将号（衛操伝）。

⑰ 「大刊城南頌德碑文」によれば、并州刺史司馬騰は拓跋部に援を求めたのに、参军靈倫、牙門将中行嘉、義陽亭侯衛謨、協義亭侯衛韃らを使者として遣わしているが、衛謨・衛韃は、衛操らと同族ではなかったかと思われる。

⑱ 内田吟風「烏桓族に関する研究」『滿蒙史論叢』四）。

⑲ 雜人ということばは北朝の史料にしばしば見え、また雜戸、雜夷などの語と同義であるが（浜口重国「北朝の史料に見えた雜戸・雜營戸・營戸について」『山梨大学学芸学部研究報告』八）、たとえ、

金城辺岡・天水梁会謀反、扇動秦益二州雜人万余戸、擡上邽東城、攻逼西城……岡・会復率四千攻城、氐羌一万、屯於南嶺、休官・屠各及諸雜戸二万余人、屯於北嶺、爲岡等形援（魏書五一封敕文）

とあり、氐・羌・休官・屠各などの比較的まとまった部落以外のものを雜人・雜戸とよんでいるようである。

以義城朔方雜夷及衛辰部衆三万配之（魏書九九鉄弗劉虔）も、鉄弗部以外の雜種を意味し、また、前秦鄭能進修艾祠碑（金石統編一）に、「屠各・上郡・夫施・黑羌・白羌・高涼・西羌・盧水・白盧・支胡・粟特・苦水雜戸七千夷類十二種」とある。

⑳ 唐長孺「拓跋国家的建立及其封建化」『魏晉南北朝史論叢』

②① 田村説の根柢のひとつは、南部は北部に比べて漢人の数が多く、したがってその勢力も強く、新平城にあってこれを統領した六脩の帷幕にも、多くの漢人が参画していたということにあるようである。しかし、新平城が最南の根柢地であったとしても、南部からはわずかに百華里距っているにすぎない。六脩はここにいわば左遷されたのであって、南部の眞の本拠は南部平城であったのではないか。また多数の漢人がかれの帷幕に参画していたとは、衛雄・姫滄らの漢人將軍が前鋒たる六脩の軍と協力して劉琨救援を命ぜられていることに示唆を得た結果であるが、かれらが六脩の麾下にあり、かつかれと親密な関係を経んだという証明にはやゝ欠けるものがある。

②② 中国通史簡編修訂本第二編 四五六頁。

②③ 前掲論文。

②④ 前掲書五三九頁。

②⑤ 拙稿「慕容燕の権力構造」。

②⑥ やや後のことであるが、賀蘭部に身をよせていた拓跋珪が同部をバックとして王位に就いた事情が次のように記されている。

於是、諸部大人請訥兄弟、求奉太祖爲王、(訥弟)染干曰、在我國中、何得爾也、訥曰、帝大國之世孫、興復先業、於我國中之福、常相持獎、立斷統勳、汝尚異議、豈是臣節、遂与諸人勸進太祖、登代王位于牛川(魏書八三上賀訥)。

すなわち、賀染干のいう「国」とは賀蘭部を中心とする諸部族の連合体であり、訥のいう「大國」とは、拓跋部を中心とするそれを指していると見られる。序紀や周書文帝紀などに「統

国三十六、大姓九十九」というばあいの「国」がこれに相当するのである。

②⑦ 本伝には左長史となっている。

②⑧ 燕鳳は「好學、博綜經史、明習陰陽讖雜、昭成素聞其名、使人以礼迎致之」(本伝)といわれ、許謙は「少有文才、善天文、圖讖之學」といわれ、いずれも什翼犍の太子寔に經學を授けてゐる。

②⑨ 前掲論文。

③⑩ 魏書一五寔君。

③⑪ 拓跋珪時代の例であるが、賀染干が謀反をおこしたとき事情をつたえて、

北部人皆驚駭、莫有固志、於是北部大人叔孫普洛節及諸烏丸、亡奔(劉)衛辰(魏書一五篇咄)

とあり、北部大人が直接に烏丸を統率し、その周囲に北方諸部族がその監督を受けていた状況が想像される。

③⑫ 昭成建国二年、当死者、聽其家獻金馬以贖、犯大逆者、親族男女、無少長皆斬、男女不以礼交、皆死、民相殺者、聽与死家、馬牛四十九頭及送葬器物以平之、無讞訊連逮之坐、盜官物一、私則備十、法令明白、百姓晏然(魏書一一刑罰志)

とあって、猗盧の時代より緩和されているように思われる。

③⑬ 天賜元年、八国に大師・小師を置いて、「弁其宗党、品率人才」(官氏志)を司らした措置を想起せよ。

(名古屋大学講師)

The Village Combination in the *Kamakura* 鎌倉 Era

—*Ichidani* 一井谷, *Oyamanoshō* 大山莊,
Tamba 丹波 country—

by

Kyohei Oyama

The cultivated land, in *Ichidani* 一井谷, *Oyamanoshō* 大山莊, *Tamba* 丹波 country, in the Middle Ages, was divided into two sections, the *Oku* 奥 land and *Satokata* 里方 land by the *Hoshimaru* 法師丸 Pond as a boundary which was situated in the middle of the valley; the former land was a very bad cultivated land without irrigation, but the latter a stable progressive one with the village-wide irrigation around the *Hoshimaru* Pond. Based on the management of the pond, there existed “*Mura*” むら community chiefly consisted of “*Otonasatanin*” をとなさた人 in *Ichidani* of the *Kamakura* 鎌倉 era. As a background of this village combination, peasants made extinct the *Azucaridokoro* 預所 control of the *Toji* 東寺 in *Bumpo* 文保 2, and peasant-contract of rent 百姓請 established here. Along with the establishment of this peasant-contract, the rent in this valley was discounted to 60 percent of the former payment; the peasants made exceptional inspection paper 実檢注文 after inspecting for themselves, signing and sealing each other; or they, having kept a considerable army force, fought the inside or outside enemy, and tried to keep their village safe by organizing subsidiary troops from outer world. But when they had to stand against the power of manorial lords, there was also an unexpectedly weak point in them.

Regalities in the Early *T'o-pa* 拓跋 States

by

Michio Tanigawa

Was there the approach of the people to the state authority for the political unification in the *Sui* 隋 and *T'ang* 唐 dynasties?

No doubt, the bareaucratic system was its mediator, but its origin may be in the relation between *Pei-wei* 北魏 empire and the northern tribes, when we can call the relation of the people to the state authority "free-man" system. This phase has been often overlooked in the so-called northern policy of *Pei-wei*, so the writer, with the earnest interest in this aspect, is to consider what the *Pei-wei* state was; this article, as a link of his plan, traces the development of *T'o-pa* 拓跋 before the formation of *Pei-wei*, and then contemplates the existence of regalities, the united authority of different tribes. The regalities, with the various contradictions against the tribe system, consisted generally in its basement; and it is imagined that one more universalization of this relation should be the *Pei-wei* empire after the dissolution of tribes.

The Substantial Results of The Progressive Movement in The United States: The Case in Wisconsin

by

Kosuke Shimura

The Progressive Movement in Wisconsin was the pioneer and the model of the national movement. It is, however, hard to define it simply as one of "anti-machine and anti-monopoly" revealed in its slogan. Its leader, Robert M. La Follette, ran for the governor (and elected in 1900) as a candidate accepted by the Republican conservative machine which allied with the railroad interests. This fact implies that at that time the political adjustments to the rapid industrialization and urbanization were becoming the urgent problems that were to be necessarily met in any form by citizens, irrespectively their political stands, conservative or progressive. And the substantial results of two major reforms, the overthrow of machine system and the regulation of big business, attempted under the Progressive Governments, would be seen, on the one hand, in expanding function of the neutral and specialist government in managing society and, on the other hand, in rationalization of business management in which business